

妊孕性温存治療・温存後生殖補助医療の申請

Q&A

共通事項(妊孕性温存治療・温存後生殖補助医療)		
1	申請額が1回目 30 万円、2回目 40 万円で、助成上限額が1回あたり 35 万円の場合、助成額はいくらになりますか。	助成額は1回目 30 万円、2回目 35 万円の合計 65 万円になります。1 回ごとに申請額と助成上限額を比較し、低いほうの金額が適用されます。
2	初診料や検査料も対象になりますか。	医師が一連の医療行為として必要と認めた場合は対象になります。
3	入籍のタイミングにより、各書類で旧姓と新姓が混ざっていますが、申請できますか。	申請できます。胚(受精卵)凍結または温存後生殖補助医療の場合は戸籍謄本を提出いただくため、そちらで旧姓の確認を行います。
4	申請書は手書きですか。	申請書(第1号様式または第6号様式)下部の同意の署名を除き、Excel に入力の上、印刷していただけます。同意の署名は直筆でお願いします。
5	申請者が直筆で署名することが困難な状態ですが、代筆は可能ですか。	可能です。申請者氏名に加え、代筆者氏名、申請者との関係、代筆であることを記載してください。 次の波線部分を参考にしてください。 例:申請者氏名=A 代筆者氏名=B(Aの母)の場合 申請者氏名(自署) <u>A</u> <u>B(母)</u> 代筆
妊孕性温存治療について		
6	凍結が正常に行えなかった場合は対象になりますか。	対象になります。 例1:胚(受精卵)凍結を試みたが受精しなかった 例2:精子凍結を試みたが精液検査の結果により凍結ができなかった
7	排卵誘発剤の投与をしていましたが途中で体調不良により治療を中止した場合は対象になりますか。	対象になります。
8	胚(受精卵)凍結を目指して治療を開始しましたが、胚が発育せず、結果的に同時に採取した卵子のみを凍結した場合は対象になりますか。	対象になります。その場合は、胚(受精卵)凍結として申請できます。 ※胚(受精卵)凍結:上限 35 万円、卵子凍結:上限 20 万円
9	妊孕性温存治療を3回行った場合は対象になりますか。	助成上限回数である2回まで対象になります。 3回のうち、どの2回を申請するかは指定しません。
10	妊孕性温存治療の回数は、将来の温存後生殖補助医療の助成回数に含まれますか。	含まれません。
11	がん患者が夫の場合、胚(受精卵)凍結は対象になりますか。	対象になりません。がん患者が男性の場合は、精子凍結か、精巣内精子凍結が対象になります。 なお、温存後生殖補助医療で、妊孕性温存治療により凍結した精子を使用する場合は、妻の採卵～受精～妊娠確認まで一連の治療が対象になります。

妊孕性温存治療・温存後生殖補助医療の申請

Q&A

12	凍結をしたあとに患者が亡くなった場合は申請できますか。	相続人が申請できます。相続人であることが確認できる戸籍謄本等を提出してください。
13	妊孕性温存治療を神奈川県内で行ったあと、がんの治療のため帰省し、住民票の写しをとることが困難です。戸籍の附票でもいいですか。	神奈川県の現住所が確認できるようであれば、戸籍の附票でも構いません。なお、マイナンバーカードをお持ちの場合は全国のコンビニエンスストアで住民票の写しを発行できる可能性があります。
14	患者が18歳の高校生で、自分の口座を持っていません。保護者が申請していいですか。	成人のため申請者は患者本人としてください。振込先口座を保護者名義の口座とする場合は委任状を添付してください。
15	妊孕性温存治療実施日に42歳で、申請日に43歳の場合は、申請できますか。	妊孕性温存治療実施日の年齢が43歳未満のため、申請できます。
温存後生殖補助医療について		
16	妊孕性温存治療の際に助成を受けていなくても、温存後生殖補助医療の助成を申請できますか。	申請できます。ただし、妊孕性温存治療を行った病院が指定医療機関である必要があります。妊孕性温存治療当時は指定されていなくても、現在指定されていれば構いません。
17	42歳で治療を開始し、終了したときは43歳でした。対象になりますか。	対象になります。
18	43歳になってから2回目の治療を開始した場合は、上限回数3回までは対象になりますか。	対象になりません。上限回数が残っていても、1回の治療開始日に43歳未満である必要があります。
19	39歳で1回目の治療を行い、上限回数は6回と言われました。40歳になってから2回目の治療を行った場合、上限回数は3回に減りますか。	回数をリセットしない限り、上限回数は6回のみです。
20	夫婦どちらもがん患者で過去に妊孕性温存治療をしている場合は、温存後生殖補助医療の申請は、夫婦それぞれ6回ずつできますか。	どちらかが申請者となり、夫婦で6回まで(妻が40~42歳の場合は3回まで)としてください。

そのほか質問がある方は問合せ先までお問い合わせください。

問合せ先

神奈川県 がん・疾病対策課 電話 045-210-5015

メールアドレス ninnyousei.r8jx@pref.kanagawa.lg.jp

※ 二次元コードを読み込むとメール作成画面が開きます。➡

